～農地法に基づく別段の面積（下限面積）のお知らせ～

問 農業委員会事務局　☎62-9234

◆別段の面積とは

農地を売買（贈与）する場合には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。

許可基準のひとつに、買主（受贈者）の許可後の耕作面積が「原則として50アール以上になること」という規定があります。これを下限面積といい、耕作面積が小さいと生産性が低く、農業経営が安定して継続できないと想定されることから、耕作面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

平成21年の農地法の改正により、この下限面積が、地域の平均的な経営規模や地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で別段の面積（50アールの範囲内で別の下限面積）を定めることができるようになりました。また、農林水産省通知により、農業委員会は毎年、別段の面積について検討することになっています。

◆別段の面積の設定

富士見町農業委員会では、平成29年９月26日開催の第6回農業委員会総会において、農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積について検討した結果、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

設定区域	別段の面積	告　示　日
富士見町全域	30アール	平成29年10月1日

◆別段の面積を設定する理由

下限面積を引き下げると投機目的での取得が増加し、転用規制により耕作放棄地が増加する、または、50アールに満たない農家では、農業では自立できないとの理由により、これまで農地法に基づく下限面積50アールを保持してきました。

しかし、農業委員会による利用状況調査の結果を見ると、現状のままでも条件の悪い農地は荒廃し、農地として再生することすら難しい状態になってきています。また、農業で自立するには、規制の数値にかかわらず、農家自らの判断で経営の成り立つ面積を確保すると考えられます。逆に下限面積を下げることによるデメリットより、50アールを保持しておくことのメリットが少ないと判断しました。

以上の理由により、町内全域の下限面積を30アールに引き下げ、農地の有効利用が図られることを期待するものです。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

～いちはやく　知らせる勇気　つなぐ声～

問 長野県諏訪児童相談所　☎52-0056
富士見町家庭・教育相談室　☎62-9233

子どもたちや子育てに悩む保護者のＳＯＳをキャッチしたら、すぐお電話ください。

●近くの児童相談所につながります
☎189（いちはやく）

●諏訪児童相談所
☎52-0056

●富士見町家庭・教育相談室
☎62-9233

※連絡者や内容に関する秘密は守られます。

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか?

子どもについて

・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
・不自然な傷や打撲のあとがある
・衣類やからだがいつも汚れている　・落ち着きがなく乱暴である
・表情が乏しい、活気がない　・夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者について

・地域などと交流が少なく孤立している
・小さい子どもを家においたまま外出している
・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
・子どものけがについて不自然な説明をする